

## 別紙5-1 議会の仕組み及び役割

### 市議会の役割

私たちが住む地域社会や社会に欠かせない問題は、市民全員で論議して処理していくことが民主主義の建前です。しかし、現実には全市民が集合し、協議することはできませんので、代表者を選び、その代表者に市政の運営をゆだねています。

その代表者が市長であり、議員です。市長は議会の意思にそって住みよい街づくりのための実施面を受けもち、議員は市議会を構成し、市の重要な事項を審議し決定する機関として、市長が市政を行うために必要な予算や条例などを決めます。

このような働きから、市長を執行機関、議会を議事機関と呼び、両者はちょうど車の両輪のように、ともに市民福祉向上のために活動しています。

市長、議員とも4年ごとの選挙で、市民によって選ばれます。

### 市議会の主な仕事

#### (1)議決

市政を進めていくうえで重要なことは、市議会の議決により決定します。つまり、市議会が佐野市の意思を決めているのです。主なものは、次のとおりです。

- 条例を制定、改正、廃止すること
- 予算の決定、決算の認定、市税、使用料、手数料などに関すること
- 重要な契約の締結に関すること
- 副市長、教育長、監査委員等の選任に同意すること
- その他、法律や政令、条例で市議会の権限とされていることなど

#### (2)市政のチェック

市の仕事の状況を聴取したり、問題点などを指摘することで、市政が正しく運営されているかどうかを監視することも、市議会の大切な仕事です。本会議や委員会で、一般質問や議案質疑を行ったり、執行機関から報告を受けたりして、市政をチェックしています。

### (3) 請願・陳情の審査

市議会は請願・陳情を審査し、本会議で採択された請願のうち、必要があるものは、その結果を市長などの執行機関へ送ります。

### (4) 意見書・決議の提出

市民生活にとっては重要なことでも、それが国や県の仕事であつたりして、市の力だけでは解決できないときは、国や県の機関などに対して「意見書」や「決議」を提出して、積極的な解決を求めています。

## 市議会の運営

### 議会の開催

市議会には、定期的に行われる定例会と必要に応じて開く臨時会があります。定例会は、2月、6月、9月、12月の年4回の定まった時期に開かれます。市議会の招集は市長が行いますが、議長から請求があつた場合、又は議員定数の4分の1以上の議員から請求があつた場合には、市長は請求のあつた日から20日以内に臨時会を招集しなければなりません。なお、議長等の臨時会の招集請求に対して市長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

### 本会議

本会議は、予算案や条例案などについて審議し、市議会の最終的な意思を決めたり、質問を行って市当局の考えをただしながら市政をチェックする大切な会議です。

### 委員会

議案などは最終的には本会議で決められますが、市議会で扱う問題は広範囲にわたり、議員全員で審議するよりも、いくつかの委員会に分けて専門的に審査したほうが能率的に処理できます。委員会には、4つの「常任委員会」と「議会運営委員会」、必要に応じて設置される「特別委員会」があります。議員は、必ず一つの常任委員会に所属することとなっています。

常任委員会名と所管事項は次のとおりです。

#### 常任委員会所管事項一覧表

委員会名	所管事項
------	------

### 常任委員会所管事項一覧表

委員会名	所管事項
総務常任委員会	総合政策部(国民健康保険税に係る部分を除く。)、行政経営部、会計課、消防本部、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
厚生常任委員会	総合政策部(国民健康保険税に係る部分に限る。)、市民生活部、こども福祉部及び健康医療部の所管に属する事項
経済文教常任委員会	産業文化スポーツ部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項
建設常任委員会	都市建設部、技術センター部及び上下水道局の所管に属する事項

#### 参考

○議長の報酬は 535,000 円、副議長は 465,000 円、議員報酬 420,000 円です。議会運営委員会委員長や各常任委員会委員長と特別委員会委員長は、役職による報酬(手当)はございません。

○現在、任意の委員会として、佐野市議会活性化検討委員会、佐野市議会報告会運営委員会、佐野市議会議員政治倫理条例案策定委員会などがあります。

○現在、常任委員会において、政策提言をするために調査を実施しており、令和 5 年 5 月の提出に向けて活動中です。